



ビジネス法学科ジャーナル 第14号



[編集発行] 大阪経済大学 経営学部
経営・ビジネス法情報センター
〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8
TEL. (06) 6328-2431 (代表)

今年の経営学部に入学した1年生に聞いてみました

平成26(2014)年7月に、学部基礎科目の一つである「ビジネス法入門Ⅰ」を受講している学生にアンケートを実施し、そのうちI部経営学科とビジネス法学科の1年生のみを抽出し、集計を試みました(表1)。こうした学生に、経営学部を受験した理由や入学をしてよかったですについてアンケートを実施しました。

(次ページへ続く)

大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 教授
池島 真策(いけしま しんさく)

▼今年経営学部に入学した1年生に聞いてみました(学生アンケート)

ビジネス法学科(池島 真策)

P.1~4

▼最近のできごと

ビジネス法学科(井形 浩治)

P.5~7

▼「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」へ

ビジネス法学科(橋谷 聰一)

P.8~9

▼オープンキャンパスを終えて

経営学科(足代 訓史)

P.10~12

▼非専門家のための専門教育

ビジネス法学科(黒田 尚樹)

P.16
P.13
P.15

C O N T E N T S

表1 回答者の学科・性別

	男性	女性	合計
経営学科	70人	47人	117人
ビジネス法学科	87人	46人	133人
全体	157人	93人	250人



(1) 経営学部の受験理由は?

学生に、経営学部を受験した理由を聞いてみました。回答は2つまで○をつけてもらいました。

大阪経済大学・経営学部を受験した理由を教えてください（あてはまるものに、2つまで○を付けてください。）。

- ①学部の教育内容 ②カリキュラム ③ゼミナール ④歴史・伝統 ⑤資格取得
- ⑥就職率 ⑦就職先企業等 ⑧入試制度 ⑨知名度



学科による大きな違いは、ほとんどないようです（表2参照）。全体における順位でみると、1位は、「**入試制度**」、2位「**就職率**」、そして、3位「**資格取得**」、4位「**学部教育内容**」でした。

今回のアンケートでは、学生に受験の際の入試方式までは聞いておりませんが、大阪経済大学には、他の大学同様に推薦試験や一般入試方式がありますが、そうした方式でも様々な仕組みをこらした入試方式—例えば、高大連携入試—があり、皆さんの入学チャンスが様々あります。自分に合った方式や仕組みを利用して、目標を実現されたのだと思います。



¹ クラスとしては、眞島宏明先生、橋谷聰一先生、古賀敬作先生、伊藤公哉先生のクラスにご協力をいただきました。アンケートを取りまとめていただいた先生方に感謝申し上げます。

² このアンケート実施については経営学部ビジネス法学科・橋谷聰一先生に、また集計方法などについては同学部・経営学科・高原龍二先生に、多くの示唆やご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。



また、就職率の点ですが、大阪経済大学では、高い就職率を実現するため、1年次の早い段階から学生のキャリアに対する意識を高めるとともに、進路把握率を上げることを目指しております。そして教職員による学生へのフォローする体制や取り組んでいます。

学生の皆さんには、将来ビジネス社会で活躍するための学生生活を見据えて受験しているのだと思われます。

表2 学科別受験理由の上位4位

	経営学科	ビジネス法学科	全体
1位	入試制度(47.86%)	入試制度(43.61%)	入試制度(45.60%)
2位	就職率(40.17%)	就職率(30.08%)	就職率(34.80%)
3位	資格取得(29.91%)	学部教育内容(27.07%)	資格取得(27.20%)
4位	学部教育内容(21.37%)	資格取得(24.81%)	学部教育内容(24.40%)

(2) 経営学部に入学してよかったです？



入学をして3か月ほどたって、多くの学生は大学の様子がわかつてきただろうですが、学生に、経営学部に入学してよかったですことを聞いてみました。回答は2つまで○をつけてもらいました。

大阪経済大学・経営学部に入学してよかったですことを教えてください（あてはまるものに、2つまで○を付けてください。）。

①講義

②キャンパス（校舎・施設）

③在学生の雰囲気・活動

④アクセス

⑤部活・サークル活動

⑥友人関係

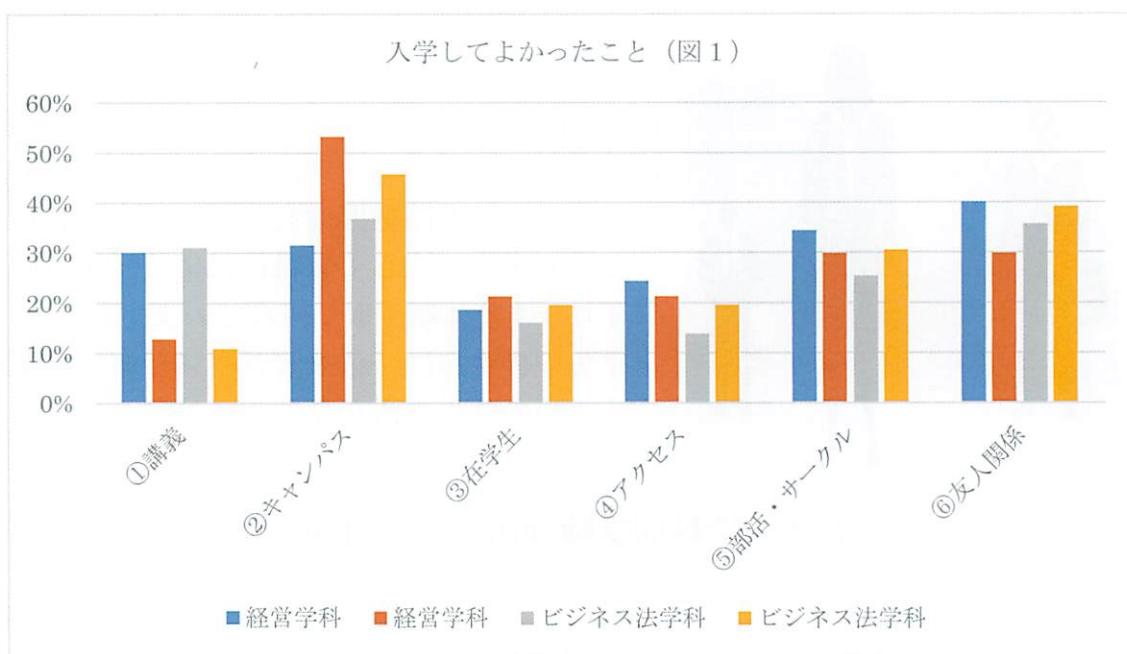


図 1 で注目すべきところは、経営学科とビジネス法学科の女子学生は、「②キャンパス」をあげました。大阪経済大学では、創立 80 周年記念キャンパス総合整備事業により、2013 年秋にキャンパス整備計画をほぼ終えました。より快適な環境を評価しているのでしょう。他方で、男子学生が「①講義」を選ぶ傾向が相対的に強いことです。つまり、男子学生が相対的に講義を評価し、女子学生がキャンパスを評価しているようです。

また、「⑥友人関係」、「⑤部活・サークル」という点も、キャンパスライフをより充実させるためにも、大事なことです。



最近のできごと



大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 教授
井形 浩治 (いがた こうじ)

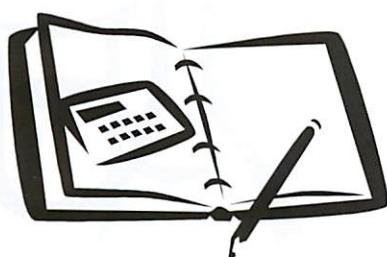
不肖、私は2014年4月より実践経営学会の会長を仰せつかりました。今年の1月に開催されました臨時の理事会において承認され、理事の先生方や会員の方々にご協力をいただきながら、伝統ある学会の重要な時期を担っていくことになりました。

思い起こせば、私は1990年に本学会に入会させていただきました。本学会は、1967(昭和42)年6月24日に学会・実務界の有志によって創設され、その後、ご見識の高い会長にリードされて、わが国における経営関連の学界において指導的な役割を果たすまでに至っています。本学会では多くの先輩の先生方からご指導をいただく感謝の気持ちだけで、浅学菲才をも顧みず、会長を引き受けさせていただきました。

私が大学に身を置くことになった当時は、大学・短期大学はどこでも毎年、“開学以来の志願者数”を誇るほどに、いわゆる「18歳人口」に恵まれ、経営学・ビジネス系を中心とする大学設置も急拡大していく状況にありました。また、産業界も「バブル経済」崩壊後の時期でしたが、その後の“失われた10年・20年”をまだまだ予期し得ず、私たちの多くも、“日本経済の一時的後退”

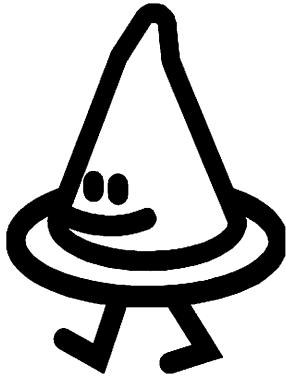
といったほどの認識にありました。「バブル期の余熱」もまだ各所に漂っている中で、大学界も産業界も、いわば“牧歌的”雰囲気の中にあったように回想できます。

しかしその後は、徐々に受験生人口の減少が、多くの大学を「定員割れ」に



追い込み、経営にも影響が現れるようになった。そしてこのような厳しい環境は、われわれ教員・研究者に対しても、望ましくない影響が及ぶところとなり、学会活動にも目に見えないさまざまな制約がもたらされることになってきました。

私には、学部から大学院までご指導頂いた二人の先生（＝師匠・いずれも故人）がおります。お一人は、生家が浄土宗の大寺院であり、戦前に東京大学経済学部で学び、住友本社に勤務するエリートでした。その後、第二次世界大戦



で兵役に就き、戦後は大学で「経営分析論」を講じる経営学者となられました。いまから35年も前のこと、その先生から“切れば血の出るバランスシート”という言葉をいただきました。先生は、常に「理論」と「実践」とを二元論で捉える思考法を批判され、「理論の精緻化は実践に通ずる。実践の普遍化は理論に通ずる。故に両者は“一元化”できなければならない」ということを持説にされていました。

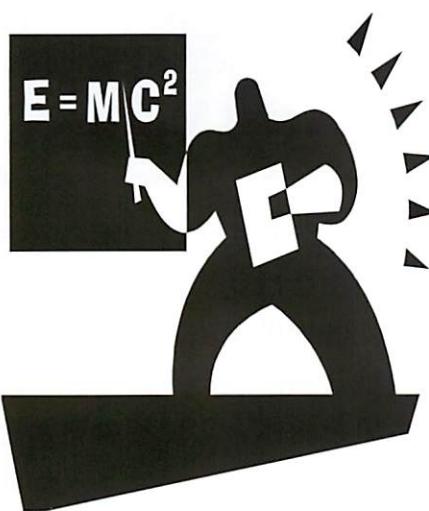
もうお一人は、新聞社や証券研究所等での実務経験をお持ちで、巨大株式会社における株式所有の分散傾向の析出やその他の経営者特性を探ることを通じて、経営者支配の論証をライフワークとされていました。そして「経営者支配論」をテーマとする「財務管理論」のご研究の中で、「株式所有の状況は、単にその企業の所有・支配形態のみならず、これから企業社会の行方・未来図までもが予想される」と論じられていました。



このお二人の先生は、経営学において別の領域を研究対象とされ、考え方も観点も大きく異なるものでしたが、ある経営事象の認識については一致していましたと思われます。それは、経営学とは「人間の学」ということであったと考えます。起業するのも人間、廃業するのも人間、株式などの有価証券を売買するのも人間、雇用するのも人間ならば、雇われるのも人間、命令・リードするのも人間ならば、従事者・フォローワーも人間。また、企業「成果」の恩恵が配分されるのも人間です。その意味で、お二人の先人の言われることから、社会科学の中で最も「人間の学」に近い位置にあるのが経営学である、ということが容易に納得できるものと考えます。

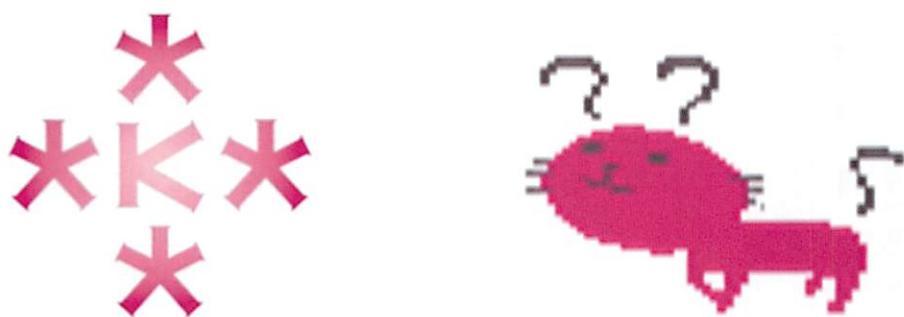
現在、日本の「学術研究」全般を揺るがす事件が起きています。それは、新しい万能細胞「STAP（スタップ）細胞」を発表した独立行政法人の研究者の成果に対するものです。むろん、その真相は今後において解明していくことに

なりますが、その疑問の中で、本来、「創作」であるべき論文に、ネット上の諸文献を“カット・アンド・ペースト”した箇所があるなど、IT 時代の「博士論文(号)」そのものに対する「疑惑」が指摘され始めていることに着目しなければなりません。あるテレビ番組における「学識コメンテータ」による批評の中でも、単にこの件だけでなく、他の日本の多くの「博士論文」や「研究成果」の意義を疑う様相が映し出されていました。われわれ研究者が、それぞれの論文の最初から最後の参考文献の表示に至るまでに、真に「盗用・寸傍」、「改ざん・ねつ造」、「詐称」などの不正に当たる部分は本当にはないのか、一人ひとりが姿勢を正していかなければならないといえます。



本学会には、すでに前会長・平野文彦氏のもとで、『研究者倫理綱領』が定められています。これに則して、真摯に研究活動を担っていくことが誓われており、研究者である前に、1人の人間として善悪・正邪の判断において、守り行うべき道を踏み外すことなく、他人を傷つけたり、真実でないことを発言することのない姿勢や態度が求められています。

われわれが目指す「実践」とは、単に目立つものや、安直で格好良いもので無くとも構わないといえましょう。ただ、“泥臭く”、“愚直”な姿勢であっても、実際の経営事象の新たな現象を直視し、その課題に対する科学的論拠のある実践的理論に支えられる「解決策」を創造しなければならないと考える次第です。





「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」へ

大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 講師
橋谷 聰一（はしたに そういち）



私が経営学部で担当している講義の一つに不動産法があります。しかし、六法全書をいくら探しても、不動産法という名称の法令は見当たりません。では、「不動産法とは何か?」、といいますと、民法、借地借家法、建物の区分所有等に関する法律といった私法や都市計画法、建築基準法といった公法のさまざまな内容のうち、不動産やその取引に関する事項を総体として不動産法と呼んでいることになります。

不動産法のなかで、一学部の講義ではその回数の問題から触れることしかできていませんが、宅地建物取引業法も極めて重要な法律の一つです。宅地建物取引業法は、「宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もつて購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図ること」

（同法 1 条）を目的としています。長くて読みづらいと思われるかもしれません、誤解を恐れずに言えば、この法律は、宅地建物取引業者、すなわち不動産業者を規制し、消費者を保護することを目的とするものであるということを述べており、同法では、宅地建物取引主任者制度について、多くの規定が設けられています。

この宅地建物取引主任者の主な業務は、宅地建物取引業者の相手方等（顧客）に対し、宅地又は建物に関し、いわゆる重要事項の説明（宅地建物取引業法 35



条）を行うことであり、これは、宅地建物取引主任者しか行えない業務となっています。そのため、宅地建物取引業者はその業務におけるコンプライアンスの要の役割をになう宅地建物取引主任者を一定人数ごとに必ずおかなくてはならないこととされています。

ところで、第 186 回国会では、この宅地建物取引主任者制度について、大きな改正が行われました。その内容は、宅地建物取引主任者を「宅地建物取引士」とするとともに、その業務処理の原則、信用失墜行為の禁止、知識及び能力の維持向上にかかる規定を設ける等というものです。



特に、業務処理の原則として、「宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行う」（宅地建物取引業法改正案 15 条）とされたことは、

この資格が専門職として位置づけられるとともに、その義務をその名称にふさわしいものとする点で、重要な意義があるものと思います。

なお、「宅地建物取引主任者資格試験に合格した者に関する経過措置」として、従前の宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、改正後の宅地建物取引士資格試験に合格した者とみなす（宅地建物取引業法改正案附則 1 条）、とありますので、どうやら既に合格している方が再度試験を受ける必要は無いようです。

宅地建物取引士資格試験は、大学における不動産法や民法、借地借家法の学習を土台に勉強をすれば、在学中に合格することも困難ではありませんし、私の担当するゼミでも、ほぼ毎年合格者を輩出しています。

ビジネスで役立つ資格である宅地建物取引士資格試験、ぜひチャレンジしてみてください。

【参考情報】

○チャレンジしてみたい、という方は、（一財）不動産取引適正化推進機構の HP (<http://www.retio.or.jp/index.html>) をチェックしてください。

例年は、試験案内の掲載・配布、受験申込の受付が 7 月頃、試験日が 10 月の第三日曜日が試験日となっています（今後、変更がないとは限りませんので、こまめにチェックしてください）。

なお、合格すればすぐに宅地建物取引士になれるわけではありません。実務経験等に応じて、一定の講習を受けることが必要になる場合がありますので、注意してください。



オープンキャンパスを終えて

大阪経済大学 経営学部
経営学科 講師
足代訓史（あじろ さとし）

2014年度の大阪経済大学オープンキャンパスは7月20日、8月3日、8月17日におこなわれました。

たくさんのご参加、ありがとうございました。



私は8月3日のオープンキャンパスにおいて、本学部の学部・学科説明会を担当しました。大変多くの熱心な参加者の皆様と触れる中で私が個人的に感じたことを、経営学部の（再）PRを兼ねて記したいと思います。

私が担当した当日の学部・学科説明会は立ち見が出るほど盛況でした。多くの皆様のご来訪を頂けたことに感謝しつつ、想定外の聴衆の多さと本学の広報関係の撮影隊が教室にいたことに少しだけ緊張していたことは内緒にしておきます。

学部・学科説明は、本学部の特徴であり PR ポイントでもある「経営と法の融合教育」「理論と実践の双方に重きを置く教育」「資格取得や就職につながる教育」をストーリーの軸として進めました。説明をしながら聴衆の方々の様子を拝見していると、特に反応があったと感じたのは次の三つのポイントです。

第一に、経済学と経営学は異なるという点です。

私はかつて受験生だった頃（もう十数年前？）、恥ずかしながら経済学と経営学の違いを良く理解しないまま大学入試に挑み、結果偶然経営学を学ぶことになったのですが（もちろん今となっては良かったと思っています）、「あの時の自分のような迷える受験生を一人でも減らしたい！」という謎の使命感のもと、気合いを入れて経済学と経営学の違いを説明しました。たくさんの聴衆の方々が一所懸命メモを取って下さっていましたし、一部の参加者の方と話していると「違いが良く分かった！」「経営学を勉強するために受験します！」と言って頂けたので、やはり現在でも「経済学と経営学の違い」は受験生の間で横たわる謎の一つなのだろうなと思った次第です。

ちなみに単純化すると、経済学は経済社会を構成する企業（組織）、消費者、政府という三つの主体の行動メカニズムについて学びますが、経営学は主に企業（組織）に焦点を当てて、その運営や意思決定のメカニズムについて学びます。

第二に、経営実務においては法的センスが必要になるという点です。

本学部の最大のウリは関西のみならず全国を見回してもなかなか類を見ない、「経営と法の融合教育」です。これは、二つの学部を足して半々にした学部ということではなく、カリキュラムの多様性や教員の充実度を見ても、「二つの学部を足したぐらい充実している学部」という意味です。私はかつて経営コンサルタントとして実務に携わっていたのですが、経営実務には法的センスが必要だと常日頃感じていました。例えば、取引の際の契約関係、新製品開発における特許の扱い、企業の合併や買収時の法的処理の問題などです。

こういった実感もあり私は「経営と法の融合教育」に大変共感を覚えているため、これまた気合いを入れて当該ポイントの説明をおこないました。本学部特有の大変エッジの効いた訴求点ということもあり、参加者の皆様は熱心に話を聞いて下さいましたし、「実は資格取得や就職を考えて法学部と経営学部で悩んでいましたが、二つの分野を一つの学部で勉強できるのはとても良いですね！」という有り難い声も頂戴しました。「経営と法の融合教育」という本学部のウリが聴衆にも「刺さった」ようで、とても嬉しかったです。

第三に、資格取得や就職を見据えた教育や取り組みが充実しているという点です。

説明会でプレゼンテーションをしていても、そして説明会後の個別相談会で密にお話を聞いていても、参加者の皆様が一番気にされているのは卒業後の進路とそれにつながる道筋です。受験希望の方々のみならず、保護者の皆様も最も熱心に話を聞いて下さっていました。本学部では理論と実践の双方を大事にする教育や、希望進路別の履修モデル、スペシャリスト養成コースなどを有しています。また、資格取得や就職に関しては学内の関連部局とも協力してサポートをおこなっています。「将来、税理士になりたい」「経営コンサルタントになりたい」「銀行に就職したい」「公務員になりたい」など、オープンキャンパスでお聞きしたさまざまな目標が一つでも多く本学部での学びを通じて達成されることを願ってやみません。



な教育を本学の学生の皆さんにおこなっていくことが、私のちょっとした「目標」です。（「その「目標」とやらは変わらないんだろうな」などとさまざまな方面から突っ込みを受けそうですが.....）。

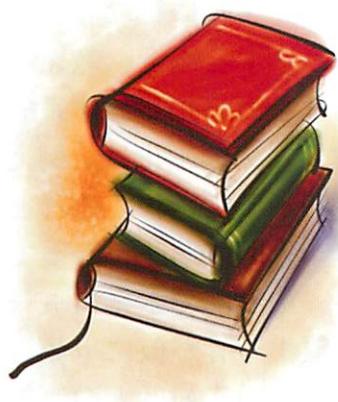
以上が、私が今回オープンキャンパスに参加しての所感です。オープンキャンパスに来て下さった受験希望の方々が一人でも多く本学に入学して下さることを心より願っています。また、最後になりますが、今回のオープンキャンパスに協力して下さった学生の皆さん、そして職員の皆さん、ありがとうございました。来年も是非良いオープンキャンパスになればと思います。今年オープンキャンパスに来て下さった受験希望の方々が、来年以降のオープンキャンパスを本学の学生としてサポートして下さることになれば、とても嬉しいことですね。

非専門家のための専門教育

—オープンな民法体系の構築—

大阪経済大学 経営学部
ビジネス法学科 准教授
黒田 尚樹（くろだ なおき）

いささか言い訳がましいのだが、久しぶりにここに文章を書く機会を頂戴したもの、私には中身のあるものを書く準備も能力もないことが分かっているので、いっそのこと開き直って書き殴ったエッセイのような駄文でお茶を濁してしまうつもりでいる。だから、お忙しく賢明な読者諸兄には、以下をすっかり読み飛ばして頂くよう、最初にお願い申し上げなければならない。



さて、なぜそうなったのかはよく分からないのだけれども、日本の大学教育では専門教育が重視されてきた。こうした傾向は 1991 年の大学設置基準の大綱化によって一気に加速したようだ。同大綱化を契機に、多くの大学で教養教育、教養学部の改組・解体が進んだと言われている。本学のカリキュラムもこうした時流の真っただ中にあって、一般教養科目は縮小されており、それに代わって専門教育科目が拡充されている。こうした工夫により、本学経営学部では、経営学だけでなく法律学とのダブル専門というスタイルが実現されたのである。

ちなみに、私が担当している「民法」という科目は、法学部において専門教育科目であることは言を俟たないだろうが、本学のような経営学部の中にもあってなお専門教育科目群に属しているのも、こうした事情による。この専門教育科目というやつ、その正確な定義は知らないのだけれども、文理に従って考へるなら、専門性を修得してその道のプロになるために必要な科目として位置づけられるわけで、実際のところ、たとえば民法という科目は、司法試験をはじめとして、多くの法律系の資格試験で必修科目とされている。そして、専門教育科目として提供される民法の中身は、法解釈学と呼ばれる学問なのだが、この学問も当然のこととして、裁判官や弁護士といった法律の専門家が使うた

めのものとして構想されているのである。

話を戻すと、このように日本の多くの大学は専門教育を行うところになった。これに対して、一般教養教育を軽視しているという批判は夙に指摘されてきた。加えてもう一点、専門教育機関でありながら専門家養成を目的にしてはいないという点が特筆されるべきであるように思う。別言するならば、専門家養成を目的としていないのにもかかわらず、提供される学問内容は専門科目なのである。より精確には、専門家養成機関レベルの教育を学部で提供する教員と、専門的な内容をトランスフォームしてから提供する教員等、個々の教員に与えられた授業内容編成権限の裁量に従って、その内容はさまざまで、全体として提供される教育レベルのレンジは極めて広いものになっている。此處で取り上げたいのは、そのことの善し悪しではなくて、「専門的な科目からトランスフォームされたもの」（以下、変形物）というのも、やはり専門科目の一種なのだろうかという筆者の素朴な疑問である。変形物について多くの者の抱くであろうイメージを述べるならば、「非専門家にも判るようにしたもの」ということになるだろう。ただ、そうであっても、専門科目を専門性を維持したまま非専門家に提供する場合には非専門家には判らないものになってしまうだろうから、非専門家にも判るように咀嚼した専門科目というのはもはや専門科目とは異質なものになっているのではないかという疑念を払拭し得ない。実際に行なわれていることは次のようなことだろう。非専門家にも判るようにする場合、教える側は、必要な知識量を絞り込んだり、論証を端折り、論理を簡略化し、体系的整合性を無視したりする。つまり、「入門編」にするわけだ。入門編化は、例えば法学部においてその先に法務研究科という専門教育機関が予定され、それと一体的にカリキュラムを敷いている場合には意味がある。入門で興味をもつてもらって、その先には本当の専門が待っているのだから。法学部でさえもロースクール進学者はわずかであるが、専門課程に進学を希望する者が仮に少数であっても、そのような希望者のための専門教育を提供するというのは大学側のひとつつの選択肢であって尊重に値する。

では、反対に、専門家にならないマジョリティのための専門教育というもうひとつの選択肢を大学が選ぶとしたら、それはどのような内容になるのだろうか。進学しないで就職する多くの学生にとっても入門教育にはなお意味があるという見立ては、今の大学には好都合だが、いささか楽観的に過ぎるように思われる。例えるならば、それは、客は、大枚はたいて映画を観に行って、ただ予告編のトレーラーを見せ



られるだけで帰されるのだけれど、当人が本編を観たい等と思っていないのだし、それなりに楽しんではいるのだから、それで良いじゃないか、という開き直りと同じだからだ。思うに、非専門家のための専門教育とは、専門家のための専門教育の単なる簡易モードであってはならない。

この問題を考えるにあたって事態をより複雑にしているのは、非専門家教育の在り方が、初等・中等教育から続く基礎教育の必要性や、あるいは人格の完成を目指す教養教育の要請と相俟って、そもそも独立に論じ得るものなのかがそれほど自明ではないためである。もとより非専門家のための専門教育という言い方が自家撞着に陥っており判りにくいくらいすれば、むしろ教養教育を再発見する道が模索されても良いと思うのだが、長い間軽んじられた教養教育という言葉に付着してしまったイロが落ちるまでもう少し時間が必要であるように思う。したがって、教養教育との関係は重要な問い合わせはあるものの、その点はひとまず置いて、最後に、非専門家のための専門教育ということの意味を、民法を題材に考えてみることにしよう。

契約交渉破棄という問題局面に焦点を当ててみる。契約交渉の一方的破棄は、信義則上の責任を生じさせることがある。交渉当事者は、契約を締結するかそれとも交渉を破棄してより有利な相手を探し直すかというギリギリの判断に迫られる。交渉破棄が信義則上の責任を生じさせるのは交渉がどの段階に至った場合なのか、何をしておけばそのリスクを回避できるのかが、非専門家の関心事だ。民法は、契約の申込みをした者に対して申込みの撤回（交渉破棄）を一定期間できないように定めている。それゆえ申込者が交渉破棄を申し出たとしても承諾者は契約を成立させることができるから、民法は期間内の交渉破棄に対しては履行責任を課すという解決策を敷いていることになる（反対に言えば、ここでは信義則上の責任の介入する余地はない）。かかる責任は重いが契約交渉当事者が自身でリスク判断できる法設計だから問題がない。それに対して、交渉破棄による信義則上の責任の有無が裁判所において担当の裁判官が総合判断をして決することになると、実務家（非専門家）は困ってしまう。したがって、裁判をしなくても非専門家が責任発生の有無を判断できる形式的な基準を用意することが専門科目としての課題となる。要するに、非専門家のための民法は、オープンな法体系を指向するのである。こうしたオープンな法体系は、国内の非専門家だけでなく、日本への投資を躊躇している海外の投資家達からも強く求められているものと思われる。



～編集後記～

とある編集員たちの向上記録



(大阪経済大学 経営学部 ビジネス法学科 二回生 竹之内

今回のビジネス法学科ジャーナルの作成は、夏休みを挟んでいるということもあり、作業の進行が遅く先生方は大変ご迷惑をおかけしました。編集員を始めて今号で二回目となります。検定、法律、大学のことの関心がますます深まり、さらに編集員をさせていただくことにより、目上の方との連絡の取り方や、挨拶などを意識するようになりました。堀竹ゼミでは、裁判所傍聴などの機会を大切にして、今より次はさらに成長できるようにと意識し目標をもちながら、頑張ります。

(大阪経済大学 経営学部 ビジネス法学科 二回生 京山

今回二回目のジャーナル編集をさせて頂きました。オープンキャンパスの記事も載せているため、これから進学を考えている高校生達や、進学に悩んでいる方など、多くの人に、この冊子を見て貰えればと思います。

(大阪経済大学 経営学部 ビジネス法学科 二回生 松尾

今回で二回目のジャーナル編集をさせていただきました。多くの先生に協力していただいたこの冊子が、一人でも多くの人の目につけばいいなと思います。秋学期から始まる堀竹ゼミでは民法が中心です。ゼミ生同士仲良く楽しく学んでいきたいです。